

三田安全安心まちづくり連携協定

三田市（以下「甲」という。）と兵庫県三田警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互理解による信頼と協力関係に基づき、緊密に連携して犯罪等を抑止することにより、子どもを始めとする市民の安全安心を確保することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について互いに協力する。

- (1) 甲が運用する防犯カメラ及び甲が所有する公用自動車に搭載されたドライブレコーダーの映像データの、犯罪、交通事故等の捜査、行方不明者の捜索等への活用に関すること。
- (2) 犯罪抑止に関する情報共有及び市民への情報発信に関すること。
- (3) その他犯罪抑止に関すること。

（個人情報の適正な管理）

第3条 甲及び乙は、この協定の運用に際して知り得た情報については、正当な理由なく、この協定の運用に必要な範囲を超えて利用してはならない。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年10月9日

甲 三田市三輪2丁目1番1号
三田市
市 長 森 哲 男

乙 三田市天神1丁目10番1号
兵庫県三田警察署
署 長 道 家 利 幸